

せいしん 相続定期預金

令和4年 3月22日(火) ▶▶▶ 令和5年 3月31日(金)
お取扱期間

店頭表示
〈期間〉金利
6ヶ月

プラス

年0.100%

〔商品概要〕

ご利用いただける方	当金庫の営業エリアにお住まいまたはお勤めいただいている個人の方(個人事業者の方も含む)で、金融機関(当金庫以外の金融機関を含む)の相続手続き終了から1年以内に、相続による取得資金を原資としてお預け入れいただける方
対象商品	「スーパー定期」「スーパー定期300」「大口定期預金」 ※証書式・通帳式のいずれかのお取扱いができます。 ※総合口座のお取扱いができます。
お預け入れ金額	100万円以上(1円単位)かつ相続により取得した金額の範囲内 ※相続による取得資金以外のものはお預け入れできません。
お預け入れ期間	6ヶ月 / 自動継続扱い
適用金利	店頭表示金利+年0.100% ※自動継続後は、継続日の「スーパー定期」「スーパー定期300」「大口定期預金」6ヶ月ものの店頭表示金利となります。 ※中途解約の場合は、当金庫所定の中途解約利率となります。 ※令和19年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優をご利用の場合は除きます)。
必要書類	ご契約時に以下の書類を確認させていただきます。 ①本人確認書類 ②金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 (例)・金融機関に提出した依頼書等 ・被相続人名義の解約済通帳または計算書 など ③預入者が相続人であることを確認できる書類 (例)・戸籍謄本(または改正原戸籍謄本) ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言検認済みのもの) ・法定相続情報一覧図 など ④預入原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 (例)・遺産分割協議書 ・金融機関に提出した依頼書等 ・被相続人名義の解約済通帳または計算書 ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言検認済みのもの) ・金融機関発行の領収書等や残高証明書 ・金融機関から相続預金が振込まれたことが確認できる通帳 など ※②、③、④は原本または写しをご用意ください。
その他留意事項	この定期預金は、預金保険の対象商品です。

当金庫で
相続のお手続きをした場合は
原則①のみとなります

くわしくは、お近くの「せいしん」へ

静清信用金庫の
ホームページは
こちらから→



かけるくん



きくのちゃん

令和4年3月22日現在